

## 証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、追加型証券投資信託「MHAM日本小型株オープン」（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、信託を終了（繰上償還）することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

### 1. 信託終了（繰上償還）の理由

当ファンドは平成18年8月1日に設定し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行ってまいりました。しかしながら、平成29年7月末時点の受益権口数が約3.4億口と信託約款に定める繰上償還の基準となる口数（10億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき信託を終了する予定です。

### 2. 信託終了（繰上償還）までの日程について

- ・ 受益者および受益権口数の確定日 : 平成29年11月13日
- ・ 異議申立期間 : 平成29年11月13日～平成29年12月22日
- ・ 繰上償還の可否判断日 : 平成29年12月25日
- ・ 買取請求期間 : 平成30年1月10日～平成30年1月29日
- ・ 繰上償還日（予定） : 平成30年2月7日

### 3. 異議申立て手続きについて

平成29年11月13日現在の受益者で、上記の信託終了についてご異議のある方は、平成29年11月13日から平成29年12月22日までに、当ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、平成29年11月13日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成30年2月7日をもって当ファンドの繰上償還を行います。

この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が買取請求書を受領した日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額）で、当ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成29年11月13日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号  
アセットマネジメントOne株式会社